
2024年3月

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの 2024年議決権行使およびエ ンゲージメント方針の重要 な変更の概要¹

¹ 本「ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズの2024年議決権行使およびエンゲージメント方針の重要な変更の概要」は、SSGA Funds Management, Inc.、State Street Global Advisors Trust Company、およびその他のState Street Corporationのアドバイザー関連会社に適用されます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、議決権行使ガイドラインの年次更新の一環として、2024年3月にグローバル議決権行使およびエンゲージメント方針（以下「本方針」）を改訂しました。当社は、スチュワードシップ方針を一元化し、お客様や投資先企業が求める情報を単一の方針文書で容易に検索できるようにしました。2024年の議決権行使ガイドラインの変更は、2024年3月25日に発効し、2024年3月26日以降の議決権行使決定に対して適用されません。その概要は以下の通りです。

取締役の時間的コミットメント

市場：米国

当社は、複数の上場会社の取締役を兼任する取締役が当社の投資先企業にもたらす経験と知識を評価します。同時に、取締役による監督が求められるテーマの範囲と複雑さが拡大しているため、上場会社の取締役であることに伴うコミットメントも増大しています。

指名委員会による取締役の時間的コミットメントの評価方法や、その決定において考慮される要素の透明性が高まれば、投資家に恩恵をもたらすでしょう。

当社は2024年以降、企業が取締役の時間的コミットメントに関する方針を（例えばコーポレート・ガバナンス・ガイドライン、委任状、企業ウェブサイト内などで）開示しているかどうかを考慮します。この方針または関連する開示には以下が含まれていなければなりません。

- 取締役の時間的コミットメントを評価するために指名委員会が実施する年次審査プロセスの説明
- 当該企業の取締役が就任することができる上場企業取締役の議席数の制限

S&P500指数構成企業のうち、上記の基準に準拠した方針を公表していない企業、または合理的な期間内に公表することを約束しない企業については、指名委員会委員長に反対票を投じることがあります。

特定の市場²において、上記の基準に準拠した方針を開示していない他の企業については、その企業の非執行取締役および執行取締役が就任することができる社外取締役の議席数を考慮します。従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズは、以下の数³を超える取締役会に所属している取締役に対して反対票を投じることがあります。

- 2社を超える上場企業の取締役会メンバーである上場企業の指名された執行役員（NEO）
- 3社を超える上場企業の取締役会メンバーである非執行取締役会長または筆頭独立取締役
- 4社を超える上場企業の取締役会メンバーである非執行取締役

取締役の退任が間近に迫っており、書面で期限を定めて退任が開示されている場合、当社は、時間的コミットメントの超過に関して取締役を評価する際に、投票の留保を放棄することを検討する場合があります。

2 当該市場には、米国（S&P500指数を除く）、オーストラリア、カナダ、英国、オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイスが含まれます。

3 ミューチュアルファンドの取締役会、英国投資信託の取締役会、または特別買収目的会社（SPAC）の取締役会における職務は、コミットメントの超過に関して取締役を評価する際には考慮されません。ただし、指名委員会が取締役の時間的コミットメントを評価する際には、これらの役割を考慮することを求めています。

-
- 本稿は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズが作成したものをステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社が和訳したものです。内容については原文が優先されることをご了承下さい。
 - 本資料は、情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
 - 本資料の二次使用、複写、転載、転送等を禁じます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

東京都港区虎ノ門1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー25階

金融商品取引業者関東財務局長(金商)第345号

加入協会：一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人投資信託協会、日本証券業協会